

栃木県環境保全型農業直接支払交付金実施要領

制定	平成23年4月1日	経技第 48号
改正	平成24年4月25日	経技第 63号
改正	平成24年6月1日	経技第 179号
改正	平成25年6月3日	経技第 158号
改正	平成27年4月2日	経技第 148号
改正	平成28年4月5日	経技第 141号
改正	平成29年4月10日	経技第 138号
改正	平成30年4月9日	経技第 119号
改正	平成31年4月3日	経技第 53号
改正	令和2年4月6日	経技第 112号
改正	令和3年3月16日	経技第1105号
改正	令和3年4月1日	経技第 120号
改正	令和4年4月11日	経技第 194号
改正	令和7年4月4日	経技第 35号

第1 趣旨

- 1 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する県民の関心が高まる中で、本県における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要がある。

このため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業を実施する農業者団体等（以下「農業者団体等」という。）に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に、県の支援を実施することとする。

- 2 本交付金の実施に関しては、次に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
 - (1) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）
 - (2) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）
 - (3) 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推交交付等要綱」という。）
 - (4) 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長連名通知。）

第2 環境保全型農業直接支払交付金

1 交付金の内容

- (1) 交付等要綱別紙に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式（「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件」（平成27年4月2日農林水産省告示第755号）に定める「農業に関する技術」を用いるものをいう。）を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対し、市町を通じて交付金を交付する。
- (2) 交付単価は別紙1のとおりとする。

2 事務手続き

- (1) 市町長は、実施要領第8の5の（1）のイに基づき、技術的な観点に基づく実施状況の確認を要請する場合は、別記様式第1号により農業振興事務所長宛てに提出する。
- (2) 県は、実施要領第8の5の（1）のイに基づき、実施状況を確認した場合は、別記様式第2号により、確認結果を市町長へ通知する。
- (3) 県は、実施要領第8の7の（1）に基づき抽出検査を行った場合は、実施要領第8の7の（2）に基づき、別記様式第3号により抽出検査結果を市町長へ通知する。

3 県の交付金の交付額の算定

- (1) 農業者団体等の交付申請額（農業者団体等の作成する事業計画における対象活動の取組面積（以下「申請面積」という。）に相当する県の交付金の交付額をいう。）の県内の総額が環境保全型農業直接支払交付金の予算額（以下「県の交付上限額」という。）を下回る場合、各農業者団体等の環境保全型農業直接支払交付金に係る県の交付金の交付額は、別紙1に定める県の環境保全型農業直接支払交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。

ただし、市町が交付する交付金の交付額が、別紙1に定める県の環境保全型農業直接支払交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額を下回る場合、県は市町が交付する交付金の交付額と同額を交付するものとする。

- (2) 農業者団体等の交付申請額の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合には、別紙2に定めるところにより農業者団体等への県の交付金の交付額の調整を行うものとする。
- (3) 国が交付金の交付額を減額した場合は、その減額分に応じて、県の交付金の交付額を減額するものとする。

4 対策の協力体制

県は、本対策の実施に際し、農業者団体等が適切かつ効果的に活動を実施するよう、市町に協力するものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、この交付金の交付につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

第3 環境保全型農業直接支払推進交付金

1 交付金の内容

推交交付等要綱に基づき、環境保全型農業直接支払交付金の適正かつ円滑な実施の促進に資するため、市町に対して、環境保全型農業直接支払推進交付金を交付するものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、市町長は、あらかじめ、農業振興事務所長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により農業振興事務所長に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合には、市町は、事業の内容が具体化し、かつ、当該市町が交付金の交付を受けることが確実となってから、着手するものとする。また、この場合において、市町は、交付決定までに発生したあらゆる損失等について自らの負担とすることを了知の上で行うものとする。

附則

1 この要領は、平成23年4月1日から適用し、環境保全型農業直接支払交付金の実施期間である令和11年度分の対策まで有効とする。

ただし、先進的営農活動支援交付金については、平成23年度限りとする。

改正後の要領は、平成24年4月25日から適用する。

改正後の要領は、平成24年6月1日から適用する。

改正後の要領は、平成25年6月3日から適用する。

改正後の要領は、平成27年4月2日から適用する。

改正後の要領は、平成28年4月5日から適用する。

改正後の要領は、平成29年4月10日から適用する。

改正後の要領は、平成30年4月9日から適用する。

改正後の要領は、平成31年4月3日から適用する。

改正後の要領は、令和2年4月6日から適用する。

改正後の要領は、令和3年3月31日から適用する。

改正後の要領は、令和3年4月1日から適用する。

改正後の要領は、令和4年4月11日から適用する。

改正後の要領は、令和7年4月4日から適用する。

2 この要領及び栃木県農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け農振第62号）の制定に伴い、栃木県農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年4月2日付け農振第191号）は廃止する。

別紙1（交付単価）

環境保全型農業直接支払交付金（第2の1関係）

交付等要綱の別紙の第1の5に定める支援に係る国の交付金と一体的に県が交付する交付金の単価は下表中の②とする。

対象活動	①国の環境保全型農業直接支払交付金の10a当たりの交付単価	②国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に県が交付する交付金の10a当たりの単価
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組（ただし、水稲栽培においては、収穫後稲わらを持ち出すこと。飼料作物は支援対象外とする。）	1,800円	900円
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組	2,500円	1,200円
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	2,500円	1,250円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 （農産局長が別に定める作物を除く。）	2,000円	1,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 （農産局長が別に定める作物）	1,000円	500円
有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組 （農産局長が別に定める作物を除く。）	7,000円 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、1,000円を加算）	3,500円 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、500円を加算）
有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組 （農産局長が別に定める作物）	1,500円	750円

（注） 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施する場合。

4の（7）に掲げる取組拡大加算に係る10アール当たりの交付単価

	①国の環境保全型農業直接支払交付金の10a当たりの交付単価	②国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に県が交付する交付金の10a当たりの単価
取組拡大加算	2,000円	1,000円

別紙 2

県の交付金の交付額の調整について

- 1 農業者団体等の交付申請額の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合であって、かつ、市町からの交付金の交付見込額（以下別紙 2 において「市町交付見込額」という。）の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合、農業者団体等ごとの県の交付金の交付額の上限は、市町交付見込額に、採択率（この場合の採択率とは、県の交付上限額を市町交付見込額の県内の総額で除した数値をいう。）を乗じた額を市町に対し配分するものとする。
- 2 農業者団体等の交付申請額の県内の総額が県の交付上限額を上回る場合であって、かつ、県の交付上限額が市町交付見込額の県内の総額を上回る場合、県は、市町に対し、市町交付見込額と同額を、県の交付金の交付額の上限として、配分するものとする。
- 3 県は、1 又は 2 により交付額の調整を行った場合は、市町に対し、調整後の交付額について、交付決定を行うものとする。